

建設業関係団体の長 様
関係測量・設計業団体の長 様

京都府建設交通部指導検査課長
(公 印 省 略)

予定価格の算定に使用する見積設計単価等の公表について(通知)

土木工事及び土木設計業務等委託における予定価格の算定に使用する見積設計単価等の公表については、入札過程における積算条件の透明性を向上するため平成 26 年 12 月から取り組んできたところですが、この度、業務効率化を図るため、①見積・準用等で採用した歩掛を金抜き設計書に記載し、積算参考資料との二重記載を廃止、②採用した物価資料の頁(ページ番号)を明示することとし、下記のとおり通知します。

なお、本通知の適用をもって「予定価格の算定に使用する見積設計単価等の公表について(通知)」(平成 26 年 11 月 10 日付け 6 指第 529 号)、「積算参考資料の掲載内容の追加について(通知)」(平成 27 年 9 月 15 日付け 7 指第 513 号)及び「測量等業務における入札公告時の積算参考資料について(通知)」(平成 30 年 9 月 18 日付け 30 指第 485 号)は廃止します。

記

1 適用範囲

- (1)全ての土木工事
- (2)全ての土木設計業務等委託(測量業務、地質調査業務、土木設計業務及び調査・計画業務)

2 公表する内容

- (1)本府が採用している積算基準に定めが無い場合、見積又は特別単価調査により決定した材料の名称、規格等、単位及び採用単価
- (2)本府が採用している積算基準に定めが無い場合、見積又は基準書等の準用により決定した歩掛の工種、歩掛構成(名称、規格、単位、数量)及び日当り施工量

(3)採用物価資料の年月、頁、材料の名称、規格、単位、地区及び調査段階（小口等の条件を含む。）

(4)その他、特筆すべき積算条件等

3 公表の方法

入札公告時の添付資料において、次のとおり公表する。

(1)積算参考資料で公表する内容(別添1「積算参考資料記載例」を参照すること。)

2(1)、(3)及び(4)に関する事項

(2)金抜き設計書で公表する内容

2(2)に関する事項

4 留意事項

(1)見積により決定した歩掛等について、見積先は明示しない。

(2)見積依頼をする際に入札公告時に公表する旨を依頼文に記載すること。(別添2「見積依頼書記載例」を参照すること。)

《記載例：採用した単価及び歩掛につきましては、入札公告時に原則公表(会社名は非公表)としますので、あらかじめご了承ください。》

(3)各物価資料の掲載金額は非公表のため、本資料作成の際、各物価資料の掲載単価は削除すること。(単価の数値データが表内に残っていると、印刷や画面表示では見えなくても、PDF変換後にも数値データが残ってしまうため、表示を消すだけでなく、数値データを完全に削除すること。)

(4)建設物価又は積算資料の一方にしか掲載がない単価の場合、掲載がない方の地区名・単価欄の表示は「-」とする。

(5)契約条件となる事項は、設計図書(特記仕様書、図面等)において条件明示を行い、受注者の任意となる事項は、積算参考資料により積算条件を提示する。

5 適用日

令和7年4月1日以降積算するものに適用する。

担 当	京都府建設交通部指導検査課
電 話	075-414-5219